

別記様式 2

令和 7 年 1 0 月分

特殊肥料 の種類名	生産（輸入又は販売） 届 出 業 者	届 出 名 （及び商品名）	検 査 の 概 要				備 考
			分 析 検 査		表示票の 検査	その他の 検査	
			項 目	指摘事項			
堆肥	合同会社To HavE エンターテイメント	馬糞の堆肥	TN、TP、TK、C/N				

令和 8 年 1 月分

特殊肥料 の種類名	生産（輸入又は販売） 届 出 業 者	届 出 名 （及び商品名）	検 査 の 概 要				備 考
			分 析 検 査		表示票の 検査	その他の 検査	
			項 目	指摘事項			
堆肥	有限会社弁天牧場	牛ふん堆肥	TN、TP、TK、C/N				生産場所の追加

(注 1) 特殊肥料の種類名の欄は、「特殊肥料の指定」（昭和 25 年 6 月 20 日農林省告示第 177 号。以下「告示」という。）で指定された肥料の名称であり、その記載の順序は、告示中の指定の順序に従っている。

(注 2) 届出名の欄は、肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項に基づく届出名称であるが、届出名称とは別に一般に販売される場合に使用される商品名があればかっこ書きで記載している。

(注 3) 検査の結果の欄で記している分析検査を実施した成分等の略号は、次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCa－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量

(注 4) 検査の結果で水分含有量を記載している場合の各成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。

(注 5) 検査の結果のうち、表示値の誤差の範囲を逸脱する場合には「表示値が過少」又は「表示値が過大」と記載している。

(注 6) 表示票の検査の欄は、表示票記載事項の検査の結果、指摘事項が認められた場合の内容である。

(注 7) その他の検査の欄は、生産工程の検証を行った結果、指摘事項が認められた場合の内容である。

(注 8) 検査結果に問題がない場合、指摘事項の欄、保証票の検査の欄、その他の検査の欄及び備考の欄は空欄である。